

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第35回）

当事者系再審査時におけるクレーム解釈 ～明細書の記載に従い広く解釈された事例～

APPLE INC.,
Appellant
v
COREPHOTONICS, LTD.,
Appellee

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

当事者系再審査（IPR: inter partes review）では、先行技術との対比にあたりクレーム文言の解釈が争点となることが多い。

本事件では広角カメラの視点（a point of view : POV）の文言解釈が問題となった。先行技術は広角位置POVのみを開示しているところ、審判部は、クレームの広角カメラ視点は広角位置POV及び広角遠近感POVの双方を意味するから、自明ではないと判断した。

CAFCは、明細書の記載に基づけば、クレームの広角カメラ視点は、広角位置POVまたは広角遠近感POVのいずれかにしか解釈できないとして、審判部の決定を取り消す判決を下した。

2. 背景

(1) 特許の内容

Corephotonics は、「ポートレート写真」の生成を対象とした米国特許第US10,225,479（以下479特許という）を所有している。479特許は、広角レンズと望遠レンズで撮影した画像を組み合わせた融合静止画像を作成する「薄型（たとえば、携帯電話に収まる）二絞りズームデジタルカメラ」を開示している。

特許明細書では、結果として得られる融合画像では「被写体の背後にある物体が非常にぼやけている」と説明されている。479特許では、下記図に示すように、広角画像の焦点が合っていないぼやけた背景からの情報を元の望遠画像に組み込むことによって融合画像が作成され、最終的に元の望遠画像よりも背景がぼやけ、被写界深度がさらに浅くなる。